○内閣府告示第千三百十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第四百六十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　杵築市

二　地域再生計画の名称　地域の魅力度アップが人を呼び込む「生涯生産者」のまちづくり

三　地域再生計画の区域の範囲　杵築市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千三百十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千七十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　国東市

二　地域再生計画の名称　「世界農業遺産の里くにさきで就業・起業・創業」の実現プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　国東市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）及びまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千三百十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千九十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　曽於市

二　地域再生計画の名称　曽於市の魅力増進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　曽於市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千三百十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千百五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道河西郡更別村、山形県東置賜郡高畠町、福島県会津若松市、東京都八丈島八丈町、富山県高岡市、徳島県板野郡上板町及び宮崎県小林市

二　地域再生計画の名称　人材育成（「大人の社会塾」事業）による地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道河西郡更別村、山形県東置賜郡高畠町、福島県会津若松市、東京都八丈島八丈町、富山県高岡市、徳島県板野郡上板町及び宮崎県小林市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千三百十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千百十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　新潟県妙高市及び長野県上水内郡信濃町

二　地域再生計画の名称　ＤＭＯによる国際観光都市を目指した新たな観光誘客コンテンツ開発・しごと創生事業

三　地域再生計画の区域の範囲　新潟県妙高市及び長野県上水内郡信濃町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千三百十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第四百八十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛媛県西条市並びに上浮穴郡久万高原町及び高知県吾川郡いの町

二　地域再生計画の名称　石鎚山系の魅力発信及び持続可能な資源とする事業

三　地域再生計画の区域の範囲　愛媛県西条市並びに上浮穴郡久万高原町及び高知県吾川郡いの町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千三百十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第四百十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　函館市

二　地域再生計画の名称　福祉コミュニティエリア整備事業（生涯活躍のまち形成事業）

三　地域再生計画の区域の範囲　函館市の区域の一部（日吉町4丁目の一部で市営住宅団地跡地）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の六①、特定地域再生支援利子補給金（五の五④）、生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例（五の五⑩）及び生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の合理化（五の六）

○内閣府告示第千三百二十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　潮来市

二　地域再生計画の名称　河岸跡を活用したまちづくり

三　地域再生計画の区域の範囲　潮来市の区域の一部（潮来市潮来四丁目及び五丁目地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）